

株式会社デジリハ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社デジリハと称し、英文では Digireha Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. イラスト、音楽、ゲーム等のデジタルコンテンツの企画、制作及び販売
2. アプリケーションソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び保守
3. データベース、ウェブプラットフォームの構築及び運用
4. コンピュータ及びその周辺機器の企画、開発、販売、賃貸、保守及び管理
5. 各種セミナー、講演会、交流会等の企画及び運営
6. プログラミング、音楽、アート等のクリエイティブ関連全般の教室の企画及び運営
7. カリキュラムの開発及び販売
8. 実験・調査研究事業
9. 福祉、教育、医療等に関する施設の運営及び管理
10. 職業紹介事業及び募集情報等提供事業
11. 労働者派遣事業
12. 人材育成及び能力開発支援事業
13. 前各号に関連する業務のコンサルティング
14. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、1億株とし、このうち9,600万株は普通株式、100万株はA種優先株式、100万株はB種優先株式、100万株はC種優先株式、100万株はD種優先株式とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主に株式及び新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合)

第8条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(募集株式及び募集新株予約権の割当ての決定)

第9条 当会社が募集株式の発行をする場合、申込者の中から募集株式の割当てを受ける者及びその者に割り当てる募集株式の数は、当会社の取締役の過半数をもって決定する。

2 前項の規定は、募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合において、当該契約の承認に係る決定について準用する。

3 当会社が新株予約権の発行をする場合、申込者の中から募集新株予約権の割当てを受ける者及びその者に割り当てる募集新株予約権の数は、当会社の取締役の過半数をもって決定する。

4 前項の規定は、募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合において、当該契約の承認に係る決定について準用する。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録をすることを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び記載・登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に 変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第 2 章の 2 A 種優先株式

(残余財産の分配)

第 15 条 当会社は、残余財産の分配をする場合、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株当たり、次項に定める A 種払込金額に相当する額（以下「A 種優先残余財産分配額」という。）を分配する。但し、当会社が残余財産を分配する時点での A 種払込金額に A 種優先株式の発行済株式数（「発行済株式数」とは、ある種類の株式について発行済の当該種類の株式の総数から当会社が保有する当該種類の株式の数を除いた数をいう。以下同じ。）を乗じた金額が残余財産の総額を超える場合、A 種優先残余財産分配額は、残余財産の総額を A 種優先株式の発行済株式数で除した額（なお、計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合、1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

2 A 種払込金額は以下のとおりとする。

- (1) A 種払込金額は、当初 300 円とする。
- (2) 当会社が A 種優先株式につき株式の分割若しくは併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式により A 種払込金額を調整する。なお、調整の結果、1 円未満の端数が生じた場合、小数第 1 位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{株式の分割・併合・無償割当て前の} & & \\ & & \text{A 種優先株式の発行済株式数} & & \\ \text{調整後の} & = & \text{調整前の} & \times & \frac{\quad}{\quad} \\ \text{A 種払込金額} & & \text{A 種払込金額} & & \text{株式の分割・併合・無償割当て後の} \\ & & & & \text{A 種優先株式の発行済株式数} \end{array}$$

調整後の A 種払込金額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式の併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式の併合又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- (3) その他上記(2)に類する事由が発生した場合は、A 種払込金額は、取締役会決議（取締役会が設置されていない場合には過半数の取締役の決定とし、以下同様とする。）により適切に調整される。

3 A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して、第 1 項に従い残余財産の分配をした後になお残余財産がある場合、当会社は A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A 種優先株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額に A 種転換比率（その時点での第 2 項に定める A 種払込金額を、第 16 条第 3 項(2)に定める A 種転換価額で除した数をいう。以下同じ。）を乗じた額の残余財産の分配をする。

(普通株式を対価とする取得条項)

第 16 条 当会社が当会社の普通株式の上場のため金融商品取引所（日本国外におけるものも含む。）に対し当該上場の申請を行う旨の機関決定を行った場合で、かつ、当該上場に関する主幹事証券会社から A 種優先株式を転換すべき旨の要請を受けた場合には、当会社は取締役会決議により定める日をもって A 種優先株式の全てを当会社の普通株式に転換することができるものとする。

2 A 種優先株式の発行済株式数の 3 分の 2 を有する A 種優先株主が当会社による A 種優先株式の全ての転換に同意した場合には、当会社は取締役会決議により定める日をもって A 種優先株式の全てを当会社の普通株式に転換することができるものとする。

3 A 種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 転換により交付すべき普通株式の数

A 種優先株式の転換により交付すべき当会社の普通株式の数は以下の算式（以下「A 種転換数算定式」という。）により算定される。但し、計算の結果、1 株未満の端数が生じた場合、会社法第 234 条に定める方法によりこれを取り扱うものとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により交付すべ} \\ \text{き} \\ \text{普通株式の数} \end{array} = \frac{\text{A 種払込金額} \times \text{転換請求にかかる A 種優先株式の数}}{\text{A 種転換価額}}$$

(2) A 種転換数算定式における A 種転換価額及びその調整

① A 種転換価額は、当初、A 種払込金額と同額とする。

② 当会社が普通株式につき株式の分割若しくは併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式により A 種転換価額を調整する。なお、調整の結果、1 円未満の端数が生じた場合、小数第 1 位を四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{A 種転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{A 種転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{株式の分割・併合・無償割当て前の} \\ \text{普通株式の発行済株式数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{株式の分割・併合・無償割当て後の} \\ \text{普通株式の発行済株式数} \end{array}}$$

調整後の A 種転換価額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割にかかる基準日の翌日以降、株式の併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式の併合又は株式無償割当ての効力発生日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

③ 当会社において以下に掲げる事由が発生した場合には、以下の算式により A 種転換価額を調整する。なお、調整の結果、1 円未満の端数が生じた場合、小数第 1 位を四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{A 種転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{A 種転換価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{既発行株式} \\ \text{数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行株式数} \times \\ \text{1 株当たりの払込金額} \cdot \text{発行} \\ \text{価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{調整前 A 種転換価額} \end{array}}$$
$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

なお、本定款において、「既発行株式数」とは、発行済み（当会社が保有するものを除く。）の取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき、又は、一定の事由の発生を条件として、当会社の普通株式に転換し、又は、当会社の

普通株式を取得し得る地位を伴う権利又は証券（以下総称して「潜在株式等」という。）の全て（但し、当該権利又は証券の目的となる普通株式の数が定まっていない権利又は証券を除く。）について、当該時点において、当会社の普通株式に転換され、又は、かかる権利又は証券に代えて当会社の普通株式が取得されたものと仮定した場合の当会社の普通株式の総数（当会社が保有するものを除く。）をいう。また、上記の算式においては、調整後の A 種転換価額を適用する日の前日時点における「既発行株式数」をいう。

- i. 調整前の A 種転換価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。以下同じ。）する場合（但し、(A) 株式無償割当ての場合、(B) 潜在株式等の行使又は転換による場合、(C) 合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は、(D) 会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）

なお、本 i の場合、上記の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替えるものとする。

本 i の場合の調整後の A 種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日。以下本③において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

- ii. 当会社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当ての場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当会社の普通株式の 1 株当たりの対価の額として当会社の取締役が決定した額が調整前の A 種転換価額を下回る場合

なお、本 ii の場合、上記算式における「新規発行株式数」は、本 ii による調整の適用の日にかかる発行する株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とし、「1 株当たりの発行価額」は、当該株式の転換により交付される当会社の普通株式の 1 株当たりの対価の額とする。

本 ii の場合の調整後の A 種転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

- iii. 当会社の普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式を目的とする新株予約権、又は、普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式に転換し得る新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）で、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使又は転換に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額が調整前の A 種転換価額を下回る場合（但し、当会社が当会社のインセンティブ報酬として当会社又は当会社の子会社の役員、従業員又は外部アドバイザー（以下「役職員等」という。）に対して新株予約権を発行する場合には、当該発行後において当会社が当会社のインセンティブ報酬として当会社又は当会社の子会社の役職員等に対して発行した新株予約権（但し、発行後権利行使されることなく放棄されたもの又は消却されたものを含まない。）の目的たる株式の合計数が当該発行の直後における発行済株式数の 20%を超えないときを除く。）

なお、本 iii の場合、上記算式における「新規発行株式数」は、本 iii による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合

に交付される普通株式の数とし、「1株当たりの発行価額」は、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使又は転換に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額とする。

本 iii の場合の調整後の A 種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

- ④ 上記②及び③に掲げた事由のほか、以下に掲げる事由が発生した場合には、当社は A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者に対して、予め書面によりその事由、調整後の A 種転換価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、A 種転換価額の調整を適切に行うものとする。

- i. 合併、株式交換、株式交付、株式移転又は会社分割のために A 種転換価額の調整を必要とするとき。
- ii. 上記 i のほか、当社の普通株式の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって A 種転換価額の調整を必要とするとき。
- iii. 当社の普通株式に転換し得る株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式全ての転換が完了している場合を除く。
- iv. 当社の普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式を目的とする新株予約権、又は、普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式に転換し得る新株予約権の行使により当社の普通株式の交付を受けることができる行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(3) A 種転換価額の調整を行わない場合

前(2)の定めにかかわらず、A 種優先株式の発行済株式数の 3 分の 2 を有する A 種優先株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合には、A 種転換価額の調整は行わない。

(譲渡制限)

第 17 条 譲渡による A 種優先株式の取得については、当社の株主総会の承認を要する。

第 2 章の 3 B 種優先株式

(残余財産の分配)

第 18 条の 1 当社は、残余財産を分配するときは、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株当たり、B 種優先株式の払込金額に相当する額金 383 円（但し、B 種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B 種優先株式の価値が希薄化しないよう当社の各取締役による会議（以下「役員会」とする。取締役会が設置された場合は、取締役会と読み替え、以下同様とする。）により適切に調整される。以下「B 種優先残余財産分配額」という。）を分配する。但し、当社が残余財産を分配する時点での B 種優先株式の払込金額に相当する額に B 種優先株式の発行済株式数（「発行済株式数」とは、ある種類の株式について発行済の当該種類の株式の総数から当社が保有する当該種類の株式の数を除いた数をいう。以下同じ。）を乗じた金額が残余財産の総額を超える場合、B 種優先残余財産分配額は、残余財産の総額を B 種優先株式の発行済株式数で除

した額（なお、本条に基づく残余財産分配額の計算上生じる1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

2 B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先残余財産分配額の全額が支払われた後になお残余財産がある場合、当会社はB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に（普通株式と引換えにする取得請求権）第18条の3第2項第（4）号に定めるB種優先転換比率を乗じた額の残余財産の分配をする。

（議決権）

第18条の2 B種優先株主は、当会社の株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

（普通株式と引換えにする取得請求権）

第18条の3 B種優先株主は、本条第2項に定める条件で、当会社に対し、その有するB種優先株式を取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。

2 B種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

（1）当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき383円とする。

（2）転換価額の調整

（a）転換価額は、B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

（i）株式の分割により当会社株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社の有する当会社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

株式分割前発行済株式数

調整後転換価額＝調整前転換価額×
株式分割後発行済株式数

調整後の転換価額は、株式分割のための株主への割当てにかかる基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。

（ii）当会社株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社の有する当会社の株式の数は含まないものとする。

株式併合前発行済株式数

調整後転換価額＝調整前転換価額×
株式併合後発行済株式数

（iii）調整前の転換価額を下回る金額をもって当会社の株式を発行又は当会社が保有する株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間の設定がある場合には、出資を履行した日をいう。また、株主割当日を設定しない無償割当ての場合には効力発生日をいう。

以下同じ。)の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、
「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ & \text{(既発行株式数} - \text{自己株式数)} + \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整前転換価額}} \\ \text{調整後転換価額} = & \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{(既発行株式数} - \text{自己株式数)} + \text{新規発行株式数}}{\text{調整前転換価額}} \end{aligned}$$

上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の転換価額を適用する日の前日における、①当会社の発行済普通株式数と、②発行済潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数とする。

(iv) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに調整前の転換価額を下回る価額をもって当会社の株式を交付する定めがあるものを発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式すべてが取得請求されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として、その株式の発行に際して払込みがなされた額に転換価額を加えた額を取得請求権付株式1株につき交付される当会社の普通株式の数で除した金額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社の普通株式を交付する定めがあるものを含む。）1株当たりの発行価額（新株予約権の発行に際して払込みがなされた額に新株予約権及び上記取得請求権付株式に関する取得請求権の行使に際して出資される財産の価額を加えた額を、行使に際して交付される当会社の普通株式の数で除した金額をいう。以下同じ。）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの発行価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を役員会により適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生（当会社の発行した取得条項付株式の

取得と引換えに当会社の普通株式を交付する場合も含む。)によって転換価額の調整が必要であると当会社の役員会で判断するとき。

(iii) 上記(a)(iv)に定める株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。

(iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(3) 転換価額の調整を行わない場合

本項第(2)号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

(a) 当会社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付するとき、又は新株予約権の行使により当会社の普通株式を交付するとき。

(b) 当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、従業員又は役員会が定めるこれらに準ずる者に対して、インセンティブ目的で当会社の新株予約権を発行するとき。

(4) 転換により交付すべき普通株式数

B種優先株式1株の転換により交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、転換の結果交付すべき株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。なお、B種優先株式1株の転換により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、B種優先転換比率という。

B種優先株主が転換請求のために提出した

B種優先株式の払込金額

転換により交付すべき普通株式数＝
転換価額

上記のB種優先株式の払込金額(当初金383円)は、B種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれに類する事由があった場合には当会社の役員会により適切に調節される。

(取得条項付株式(一斉取得))

第18条の4 当会社は、B種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の申請を行うことが役員会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、役員会の定める日をもって、B種優先株式をすべて取得し、これと引換えに、B種優先株式1株につき前条第2項第(4)号に規定するB種優先株式の払込金額をその時点において適用される転換価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付する普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

第2章の4 C種優先株式

（残余財産の分配）

第18条の5 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり、C種優先株式の払込金額に相当する額金455円（但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないよう当社の各取締役による会議（以下「役員会」とする。取締役会が設置された場合は、取締役会と読み替え、以下同様とする。）により適切に調整される。以下「C種優先残余財産分配額」という。）を分配する。但し、当社が残余財産を分配する時点でのC種優先株式の払込金額に相当する額にC種優先株式の発行済株式数（「発行済株式数」とは、ある種類の株式について発行済の当該種類の株式の総数から当社が保有する当該種類の株式の数を除いた数をいう。以下同じ。）を乗じた金額が残余財産の総額を超える場合、C種優先残余財産分配額は、残余財産の総額をC種優先株式の発行済株式数で除した額（なお、本条に基づく残余財産分配額の計算上生じる1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

2 C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、C種優先残余財産分配額の全額が支払われた後になお残余財産がある場合、当社はC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及び普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に（普通株式と引換えにする取得請求権）第18条の7第2項第（4）号に定めるC種優先転換比率を乗じた額の残余財産の分配をする。

（議決権）

第18条の6 C種優先株主は、当社の株主総会において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

（普通株式と引換えにする取得請求権）

第18条の7 C種優先株主は、本条第2項に定める条件で、当社に対し、その有するC種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。

2 C種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

（1）当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき455円とする。

（2）転換価額の調整

（a）転換価額は、C種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

（i）株式の分割により当社株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社の有する当社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための株主への割当てにかかる基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。

（ii）当会社株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のあるときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社の有する当会社の株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済株式数}}{\text{株式併合後発行済株式数}}$$

（iii）調整前の転換価額を下回る金額をもって当会社の株式を発行又は当会社が保有する株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間の設定がある場合には、出資を履行した日をいう。また、株主割当日を設定しない無償割当ての場合には効力発生日をいう。以下同じ。）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{（既発行株式数} - \text{自己株式数）} + \text{調整前転換価額}}$$
$$\text{（既発行株式数} - \text{自己株式数）} + \text{新規発行株式数}$$

上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の転換価額を適用する日の前日における、①当会社の発行済普通株式数と、②発行済潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数とする。

（iv）取得請求権付株式であって、その取得と引換えに調整前の転換価額を下回る価額をもって当会社の株式を交付する定めがあるものを発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式すべてが取得請求されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として、その株式の発行に際して払込みがなされた額に転換価額を加えた額を取得請求権付株式1株につき交付される当会社の普通株式の数で除した金額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

（v）新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社の普通株式を交付する定めがあるものを含む。）1株当たりの発行価額（新株予約権の発行に際して払込みがなされた額に新株予約権及び上記取得請求権付株式に関する取得請求権の行使に際して出資される財産の価額を加えた額を、行使に際して交付される当会社の普通株式の数で除した金額をいう。以下同じ。）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、転換価

額調整式において「1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの発行価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を役員会により適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数(但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生(当社の発行した取得条項付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付する場合も含む。)によって転換価額の調整が必要であると当社の役員会で判断するとき。

(iii) 上記(a)(iv)に定める株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。

(iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(3) 転換価額の調整を行わない場合

本項第(2)号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

(a) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付するとき、又は新株予約権の行使により当社の普通株式を交付するとき。

(b) 当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は役員会が定めるこれらに準ずる者に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき。

(4) 転換により交付すべき普通株式数

C種優先株式1株の転換により交付すべき当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、転換の結果交付すべき株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。なお、C種優先株式1株の転換により交付すべき当社の普通株式の株式数を、C種優先転換比率という。

C種優先株主が転換請求のために提出した

C種優先株式の払込金額

転換により交付すべき普通株式数＝

転換価額

上記のC種優先株式の払込金額(当初金455円)は、C種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれに類する事由があった場合には当社の役員会により適切に調節される。

（取得条項付株式（一斉取得））

第18条の8 当社は、C種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが役員会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、役員会の定める日をもって、C種優先株式をすべて取得し、これと引換えに、C種優先株式1株につき前条第2項第（4）号に規定するC種優先株式の払込金額をその時点において適用される転換価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付する普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

第2章の5 D種優先株式

（残余財産の分配）

第18条の9 当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たり、D種優先株式の払込金額に相当する額金512円（但し、D種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、D種優先株式の価値が希薄化しないよう当社の各取締役による会議（以下「役員会」とする。取締役会が設置された場合は、取締役会と読み替え、以下同様とする。）により適切に調整される。以下「D種優先残余財産分配額」という。）を分配する。但し、当社が残余財産を分配する時点でのD種優先株式の払込金額に相当する額にD種優先株式の発行済株式数（「発行済株式数」とは、ある種類の株式について発行済の当該種類の株式の総数から当社が保有する当該種類の株式の数を除いた数をいう。以下同じ。）を乗じた金額が残余財産の総額を超える場合、D種優先残余財産分配額は、残余財産の総額をD種優先株式の発行済株式数で除した額（なお、本条に基づく残余財産分配額の計算上生じる1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

2 D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種優先残余財産分配額の全額が支払われた後になお残余財産がある場合、当社はD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者及び普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、D種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に（普通株式と引換えにする取得請求権）第18条の13第2項第（4）号に定めるD種優先転換比率を乗じた額の残余財産の分配をする。

（議決権）

第18条の10 D種優先株主は、当社の株主総会において、D種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

（株式の併合、分割、募集株式の割当てを受ける権利等）

第18条の11 当社は、株式の分割又は併合を行うことは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。

2 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には

普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一の割合で与える。

3 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の株式無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式の株式無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式の株式無償割当てをそれぞれ同時に同一の割合とする。

4 当社は、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てをそれぞれ同時に同一の割合とする。

5 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。

6 当社が消滅会社となる合併、又は株式交換若しくは株式移転等を行う場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に優先して、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者には、D種優先株式1株につき金512円に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「D種割当株式等」という）を割り当て及び交付するものとする。D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して金512円に相当する割当株式等が割り当てられた後に、なお当社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者には、C種優先株式1株につき金455円に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「C種割当株式等」という）を割り当て及び交付するものとする。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して金455円に相当する割当株式等が割り当てられた後に、なお当社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者には、B種優先株式1株につき金383円に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「B種割当株式等」という）を割り当て及び交付するものとする。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金383円に相当する割当株式等が割り当てられた後に、なお当社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者は、D種優先株式1株当たり、普通株式1株当たり割当てられる割当株式等の数及び額に、その時点における、（普通株式と引換えにする取得請求権）第18条の13第2項第（4）号に定めるD種優先転換比率を乗じて得られる数及び額に相当する割当株式等の割当て及び交付を受け、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者は、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たり割当てられる割当株式等の数及び額に、その時点における、（普通株式と引換えにする取得請求権）第18条の7第2項第（4）号に定めるC種優先転換比率を乗じて得られる数及び額に相当する割当株式等の割当て及び交付を受け、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者は、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たり割当てられる割当株式等の数及び額に、そ

の時点における、（普通株式と引換えにする取得請求権）第 18 条の 3 第 2 項第（4）号に定める B 種優先転換比率を乗じて得られる数及び額に相当する割当株式等の割当て及び交付を受ける。

7 前項に基づき割り当てられる D 種割当株式等、C 種割当株式等、B 種割当株式等に端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（金銭と引換えにする取得請求権）

第 18 条の 12 D 種優先株主、C 種優先株主及び B 種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合（会社法第 467 条第 1 項第 2 号の 2 に規定する子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡の場合を含む。）には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から 30 日を経過するまでの期間（以下「取得請求期間」という。）に限り、保有する D 種優先株式、C 種優先株式及び B 種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる（かかる請求を、以下「取得請求」という。）。

2 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

3 本条による各優先株式 1 株の取得と引換えに交付される金銭（以下「取得金額」という。）は、以下のとおりとする。

（1） 本条第 1 項の移転に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当会社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額又は事業の譲渡の対価として当会社が受け取る金額（以下「分割等対価額」と総称する。）が、D 種優先残余財産分配額に取得請求期間の満了時の D 種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下「D 種優先取得総額」という。）以下である場合

①D 種優先株式 以下の算式により算出される額（但し、1 円未満の端数は切り上げる。）とする。
分割等対価額

D 種優先株式の発行済株式数

②C 種優先株式 零とする。

③B 種優先株式 零とする。

（2） 分割等対価額が、D 種優先取得総額を上回り、かつ、D 種優先取得総額と C 種優先残余財産分配額に取得請求期間の満了時の C 種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下「C 種優先取得総額」という。）の合計額以下である場合

①D 種優先株式 D 種優先残余財産分配額と同額とする。

②C 種優先株式 以下の算式により算出される額（但し、1 円未満の端数は切り上げる。）とする。
分割等対価額－（D 種優先取得総額）

C 種優先株式の発行済株式数

③B 種優先株式 零とする。

(3) 分割等対価額が、D 種優先取得総額と C 種優先取得総額の合計額を上回り、かつ、D 種優先取得総額と C 種優先取得総額と B 種優先残余財産分配額に取得請求期間の満了時の B 種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下「B 種優先取得総額」という。）の合計額以下である場合

①D 種優先株式 D 種優先残余財産分配額と同額とする。

②C 種優先株式 C 種優先残余財産分配額と同額とする。

③B 種優先株式 以下の算式により算出される額（但し、1 円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$\text{分割等対価額} - (\text{D 種優先取得総額} + \text{C 種優先取得総額})$$

B 種優先株式の発行済株式数

(4) 分割等対価額が、D 種優先取得総額と C 種優先取得総額と B 種優先取得総額の合計額を上回る場合

①D 種優先株式 D 種優先残余財産分配額に以下の算式により算出される額（但し、1 円未満の端数は切り上げる。）を加えた額とする。

$$\begin{aligned} &\text{分割等対価額} - (\text{D 種優先取得総額} \\ &\quad + \text{C 種優先取得総額} \\ &\quad + \text{B 種優先取得総額}) \end{aligned}$$

D 種優先転換比率 ×

普通株式の発行済株式数

$$\begin{aligned} &+ \text{D 種優先株式の発行済株式数} \times \text{D 種優先転換比率} \\ &+ \text{C 種優先株式の発行済株式数} \times \text{C 種優先転換比率} \\ &+ \text{B 種優先株式の発行済株式数} \times \text{B 種優先転換比率} \end{aligned}$$

②C 種優先株式 C 種優先残余財産分配額に以下の算式により算出される額（但し、1 円未満の端数は切り上げる。）を加えた額とする。

$$\begin{aligned} &\text{分割等対価額} - (\text{D 種優先取得総額} \\ &\quad + \text{C 種優先取得総額} \\ &\quad + \text{B 種優先取得総額}) \end{aligned}$$

C 種優先転換比率 ×

普通株式の発行済株式数

$$\begin{aligned} &+ \text{D 種優先株式の発行済株式数} \times \text{D 種優先転換比率} \\ &+ \text{C 種優先株式の発行済株式数} \times \text{C 種優先転換比率} \\ &+ \text{B 種優先株式の発行済株式数} \times \text{B 種優先転換比率} \end{aligned}$$

③B 種優先株式 B 種優先残余財産分配額に以下の算式により算出される額（但し、1 円未満の端数は切り上げる。）を加えた額とする。

$$\text{分割等対価額} - (\text{D 種優先取得総額}$$

+C 種優先取得総額
+B 種優先取得総額)

B 種優先転換比率 ×

普通株式の発行済株式数
+D 種優先株式の発行済株式数 × D 種優先転換比率
+C 種優先株式の発行済株式数 × C 種優先転換比率
+B 種優先株式の発行済株式数 × B 種優先転換比率

4 取得請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった各優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。但し、分配可能額を超えて取得請求がなされた場合、当社が当該優先株主から取得すべき各優先株式は、①D 種優先株式、②C 種優先株式、③B 種優先株式の順に取得請求の効力が生じるものとし、分配可能額を超えた部分の取得請求の効力は生じないものとする。また、分配可能額を超えることとなる優先株式の取得請求の効力は、当該分配可能額を超えることとなる優先株式の株主が取得請求を行った当該優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定される。

(普通株式と引換えにする取得請求権)

第18条の13 D種優先株主は、本条第2項に定める条件で、当社に対し、その有するD種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。

2 D種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき512円とする。

(2) 転換価額の調整

(a) 転換価額は、D種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整し、下記(iii)及び(iv)の場合は当該株式の1株当たりの払込金額に、下記(v)の場合は下記に定める1株当たりの発行価額に、それぞれ変更する。

(i) 株式の分割により当社株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社の有する当社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

株式分割前発行済株式数

調整後転換価額＝調整前転換価額 ×

株式分割後発行済株式数

調整後の転換価額は、株式分割のための株主への割当てにかかる基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社の有する当社の株式の数は含まないものとする。

株式併合前発行済株式数

調整後転換価額＝調整前転換価額 ×

株式併合後発行済株式数

(iii) 調整前の転換価額を下回る金額をもって当会社の株式を発行又は当会社が保有する株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間の設定がある場合には、出資を履行した日をいう。また、株主割当日を設定しない無償割当ての場合には効力発生日をいう。以下同じ。）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに調整前の転換価額を下回る 1 株当たりの払込金額（その株式の発行に際して払込みがなされた額に転換価額を加えた額を取得請求権付株式 1 株につき交付される当会社の普通株式の数で除した金額を使用して計算される額をいう。）をもって当会社の株式を交付する定めがあるものを発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）。なお、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社の普通株式を交付する定めがあるものを含む。） 1 株当たりの発行価額（新株予約権の発行に際して払込みがなされた額に新株予約権及び上記取得請求権付株式に関する取得請求権の行使に際して出資される財産の価額を加えた額を、行使に際して交付される当会社の普通株式の数で除した金額をいう。）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合。なお、調整後の転換価額は、その発行日の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記 (a) に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社は D 種優先株主及び D 種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を役員会により適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前 (i) 号のほか、当会社の普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生（当会社の発行した取得条項付株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付する場合も含む。）によって転換価額の調整が必要であると当会社の役員会で判断するとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(3) 転換価額の調整を行わない場合

本項第 (2) 号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

(a) 当会社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付するとき、又は新株予約権の行使により当会社の普通株式を交付するとき。

(b) 当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、従業員又は役員会が定めるこれらに準ずる者に対して、インセンティブ目的で当会社の新株予約権を発行するとき。

(4) 転換により交付すべき普通株式数

D 種優先株式 1 株の転換により交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、転換の結果交付すべき株式数に 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。なお、D 種優先株式 1 株の転換により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、D 種優先転換比率という。

D 種優先株主が転換請求のために提出した

D 種優先株式の払込金額

転換により交付すべき普通株式数＝ $\frac{\text{D 種優先株式の払込金額}}{\text{転換価額}}$

上記の D 種優先株式の払込金額（当初金 512 円）は、D 種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれに類する事由があった場合には当会社の役員会により適切に調節される。

（取得条項付株式（一斉取得））

第 18 条の 14 当社は、D 種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが役員会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、役員会の定める日をもって、D 種優先株式をすべて取得し、これと引換えに、D 種優先株式 1 株につき前条第 2 項第（4）号に規定する D 種優先株式の払込金額をその時点において適用される転換価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付する普通株式の数の算出に当たって、1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法によりこれを取り扱う。

第 3 章 株主総会

（招集）

第 19 条 当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するときには、会日の 1 週間前までにその通知を発する。

（議決権の代理行使）

第 20 条 株主は、当会社の議決権を行使できる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

3 株主又は代理人は前項の書面の提出に代えて、法令に定めるところにより当会社の承諾を得て、代理権を証する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

（議長）

第 21 条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、株主総会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第 22 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権のある株主の議決権の過半数によってこれを決する。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議事録)

第 23 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

(種類株主総会)

第 24 条 第 13 条第 1 項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。

2 第 19 条第 2 項、第 20 条、第 21 条及び第 23 条の規定については、種類株主総会にこれを準用する。

3 第 22 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

4 第 22 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 25 条 当会社には、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の選任)

第 26 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から株主総会において選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを選任する。

3 取締役の選任は、累積投票の方法によらない。

(取締役の構成制限)

第 26 条の 2 当会社の取締役のうち、各取締役及びその配偶者又は三親等以内の親族その他これらに準ずる特別の関係にある者である取締役の合計数は、取締役の総数の三分の一を超えてはならない。

2 当会社の取締役のうち、他の同一の団体（同一の法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、その他これらに準ずる団体をいう。）の取締役、理事又はその他これらに準ずる役職にあることにより相互に密接な関係にある者と認められる取締役の合計数は、取締役の総数の三分の一を超えてはならない。

(取締役の任期)

第 27 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内の最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までと

する。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の終了の時までとする。

(社長及び代表取締役)

第 28 条 当会社に取り締役 2 名以上あるときは、取締役の互選により代表取締役を 1 名定めることとする。

2 当会社を代表する取締役は社長とする。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会においてこれを定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 31 条 剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

第 32 条 本定款に定めのない事項については、全て会社法その他の関係法令による。

当会社の定款の原本に相違ありません。

2026 年 2 月 19 日

東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号渋谷スクランブルスクエア 39 階

株式会社デジリハ

代表取締役 岡 勇樹

